

政令市における議員の附属機関等の委員への就任状況

	政令市	附属機関	任意団体
		議員が委員等に就任している附属機関の数(*)	議員が委員等に就任している任意団体の数(*)
		市長が設置する付属機関数	市長が設置する任意団体数
1	札幌市	2	0
		60	34
2	仙台市	35	5
		63	59
3	さいたま市	21	18
		71	116
4	千葉市	11	
		128	
5	川崎市	6	3
		不明	不明
6	横浜市	8	1
		75	50
7	新潟市	3	0
		97	不明
8	静岡市	9	0
		94	34
9	浜松市	13	0
		79	30
10	名古屋市	42	
		不明	
11	京都市	5	0
		78	72
12	大阪市	21	10
		68	131
13	堺市	18	3
		56	54
14	神戸市	26	
		不明	
15	広島市	5	0
		66	60
16	北九州市	19	
		不明	
17	福岡市	28	23
		89	265

\* 議員が委員等に就任している団体の数については、各都市によって集計日が異なるため、平成20年4月1日以前の数値の都市もある。

※ 任意団体の基準については各政令市で異なっており、本市については、総務企画局行政改革部で把握している数値である。(H19.6.1現在)

※ 市長が設置する附属機関数の数値はH19.6.1現在。

○参考…任意団体について

学識経験者、市民等の意見を求め、行政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により設置される協議会、その他合議体で、次に掲げるものを除くもの。

(1) 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの。

(2) 市職員のみで構成されるもの。

(3) イベント等の実行委員会及びこれに準ずるもの。

## ○附属機関の委員選任の根拠について

	附属機関名	推薦数	議員の選任の根拠			根拠法令	条文への市議会議員の記載
			法律	条例	規則		
1	福岡市民生委員推薦会	2	○			・民生委員法（第8条第2項） ・民生委員法施行令	有
2	福岡市保健福祉審議会	5	○			・社会福祉法（第9条） ・保健福祉審議会条例（第4条）	有
3	福岡市町界町名整理審議会	5			○	・付属機関設置に関する条例 ・町界町名整理審議会規則（第5条第1項）	有
4	福岡空港関係教育対策協議会	3			○	・付属機関設置に関する条例 ・福岡空港関係教育対策協議会規則（第3条）	有
5	福岡市立学校通学区区域審議会	5			○	・付属機関設置に関する条例 ・市立学校通学区区域審議会の組織等に関する規則（第3条）	有
6	福岡市次世代育成支援推進協議会	5			○	・次世代育成支援対策推進法 ・付属機関設置に関する条例 ・次世代育成支援推進協議会規則（第3条）	有
7	福岡市病院事業運営審議会	6			○	・付属機関設置に関する条例 ・病院事業運営審議会規則（第4条第1項）	有
8	福岡市環境審議会	7			○	・環境基本法 ・環境審議会条例 ・環境審議会条例施行規則（第2条）	有
9	福岡市貿易振興審議会	8			○	・付属機関設置に関する条例 ・貿易振興審議会規則（第4条第2項）	有
10	福岡市中小企業振興審議会	8			○	・中小企業振興条例 ・中小企業振興条例施行規則（第26条第2項）	有
11	福岡市農業振興審議会	5			○	・付属機関設置に関する条例 ・農業振興審議会規則（第5条）	有
12	福岡市水産業振興審議会	4			○	・付属機関設置に関する条例 ・水産業振興審議会規則（第5条）	有
13	博多漁港管理会	2			○	・漁港漁場整備法 ・漁港管理条例 ・漁港管理条例施行規則（第1条の2第3項）	有
14	博多港地方港湾審議会	8		○		・港湾法 ・博多港地方港湾審議会条例（第5条第1項）	有
15	博多湾水産資源影響調査審議会	5			○	・付属機関設置に関する条例 ・博多湾水産資源影響調査審議会規則（第4条）	有
16	福岡市都市計画審議会	11		○	○	・都市計画法 ・都市計画審議会条例（第3条第1項） ・都市計画審議会条例施行規則（第3条）	有
17	福岡市都市景観審議会	6			○	・都市景観条例 ・都市景観審議会規則（第3条）	有
18	福岡市屋外広告物審議会	6			○	・屋外広告物条例 ・屋外広告物審議会規則（第4条）	有
19	福岡市住宅審議会	6			○	・住宅審議会条例 ・住宅審議会条例施行規則（第2条）	有
20	福岡市社会教育委員	2				・社会教育法（第15条第2項） ・社会教育委員の定数及び任期に関する条例	
21	福岡市児童福祉審議会	5				・児童福祉法（第9条第3項） ・児童福祉法施行令 ・児童福祉審議会条例	
22	福岡市国民健康保険運営協議会	3				・国民健康保険法 ・国民健康保険法施行令（第3条第1項、2項） ・国民健康保険条例	
23	福岡市保健所運営協議会	21				・地域保健法 ・保健所運営協議会条例 ・保健所運営協議会条例施行規則（第2条第2項）	
24	福岡市食育推進会議	3				・食育基本法 ・食育推進会議条例（第5条第1項）	
25	福岡市中央卸売市場開設運営協議会	6				・卸売市場法 ・中央卸売市場業務条例（第85条第3項）	
26	福岡市中央卸売市場市場取引委員会	6				・卸売市場法 ・中央卸売市場業務条例（第91条の4第2項）	
27	福岡市建築審査会	1				・建築基準法（第79条第2項） ・建築審査会条例	
28	福岡市開発審査会	1				・都市計画法（第78条第3項） ・都市計画法施行令 ・開発行為の許可等に関する条例	

## ○任意団体の委員選任の根拠について

任意団体		推薦数		根拠規程等	条文への市議会議員の記載
1	板付基地返還促進協議会	18	常任委員	・板付基地返還促進協議会規約（第3条第1項）	有
2	福岡アジア文化賞委員会	3	委員	・福岡アジア文化賞委員会設置要綱（第3条）	有
3	大都市税財政制度確立推進協議会	21	委員	・大都市税財政制度確立推進協議会要綱（第4条）	有
4	福岡市交通安全推進協議会	4	委員	・福岡市交通安全推進協議会会則（第5条）	有
5	福岡市暴力追放推進協議会	3	顧問、委員	・福岡市暴力追放推進協議会会則（第5条）	有
6	犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部	2	副本部長委員	・犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部設置要綱（第3条）	有
7	財団法人福岡市教育振興会	2	理事	・財団法人福岡市教育振興会寄附行為（第15条）	有
8	福岡市史編さん委員会	1	委員	・福岡市史編さん委員会設置要綱（第3条第1項、第2項）	有
9	社会福祉法人福岡県共同募金会福岡市支会	13	常任委員	・社会福祉法人福岡県共同募金会福岡市支会規程（第5条第2項、第4項、第6条）	有
10	福岡市ごみ減量・リサイクル推進会議	6	委員	・福岡市ごみ減量・リサイクル推進会議設置要綱（第3条）	有
11	福岡競艇場防犯対策協議会	4	委員	・福岡競艇場防犯対策協議会会則（第4条）	有
12	九州大学移転・跡地対策協議会	21	委員	・九州大学移転・跡地対策協議会要綱（第4条）	有
13	福岡市消防研究会	6	会員	・福岡市消防研究会規約（第3条）	有
14	福岡市下水汚泥等有効利用研究会	12	委員	・福岡市下水汚泥等有効利用研究会要綱（第3条）	有
15	水資源開発協議会	12	委員	・水資源開発協議会要綱（第3条）	有
16	福岡市姉妹都市委員会	12	委員	・福岡市姉妹都市委員会規約（第4条）	
17	福岡市民芸術祭実行委員会	1	委員	・福岡市民芸術祭実行委員会規約（第5条）	
18	福岡市計量普及協会	3	顧問	・福岡市計量普及協会会則（第11条第1項）	
19	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	14	理事評議員	・社会福祉法人福岡市社会福祉協議会定款（第6条、第15条第2項）	
20	社会福祉法人福岡市社会福祉事業団	1	理事	・社会福祉法人福岡市社会福祉事業団定款（第4条第1項）	
21	財団法人福岡観光コンベンションビューロー	3	顧問相談役	・財団法人福岡観光コンベンションビューロー寄附行為（第18条第1項）	
22	福岡市市民の森協会	4	顧問企画委員	・福岡市市民の森協会規約（第19条）	
23	財団法人博多海員会館	1	理事	・財団法人博多海員会館寄附行為（第12条第4項）	